

経済センサスの枠組みについて

平成 18 年 3 月 31 日

経済センサス（仮称）の創設に関する検討会

目 次

	頁
はじめに	1
経済センサスの意義、目的等	2
1 意義、目的	2
2 利活用について	2
経済センサス	3
1 経済センサスの概要	3
2 調査単位及び調査事項の詳細	4
(1) 平成 21 年調査	4
(2) 平成 23 年調査	5
(3) 事業所、産業分類の取扱い	8
3 調査方法、実施時期	8
(1) 調査方法	8
(2) 調査実施時期	9
(3) 地方公共団体との関係	9
4 アウトプットイメージ	10
(1) 平成 21 年調査	10
(2) 平成 23 年調査	12
5 既存統計調査との関係	15
(1) 事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、 商業統計調査及び工業統計調査	15
(2) 農林業センサス及び漁業センサス	16
(3) 事業所・企業を対象とし、年次又は周期的に 実施されているその他の統計調査	17
6 報告者負担軽減方策について	17
母集団情報の整備の在り方	17
今後の検討体制等について	17
1 枠組み策定後の検討体制	17
2 調査実施計画の企画・立案作業	18
3 その他の検討課題	18
別紙 1 売上高を事業所単位で把握するか否かについて	21
別紙 2 事業所における従業者数の調査事項について	23
別紙 3 産業毎の売上高の概念・用語	25
別紙 4 売上高の内訳について	27
別紙 5 例外の取扱いについて検討すべきものの例	37
別紙 6 特に統一的な取扱いを定めておく必要があるものの例	39
別紙 7 平成 23 年調査と各種統計調査との関係について	41
別紙 8 業務記録等の利活用による報告者負担軽減の検討について	43
別紙 9 統計調査等業務の業務・システム最適化計画	45
参考 1 経済センサス（仮称）の創設に関する検討会設置要領	47
参考 2 経済センサス（仮称）の創設に関する検討会開催状況	49

経済センサスの枠組みについて

平成 18 年 3 月 31 日

経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定

「統計行政の新たな展開方向」（平成 15 年 6 月 27 日 各府省統計主管部局長等会議申合せ）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日 閣議決定）に基づき検討を行った結果、経済センサスの枠組み及びこれに関連した大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化の結論は下記のとおりとする。

- 記 -

はじめに

経済センサスの創設については、「統計行政の新たな展開方向」（平成 15 年 6 月 27 日 各府省統計主管部局長等会議申合せ）において、「原則、全産業分野のすべての事業所・企業を対象に、経済活動の実態を経理的側面からとらえる統計調査を平成 21 年を目途に実施する方向で、その具体化に向けて検討する。このため、総務省（統計基準部）は、平成 15 年度に、関係府省を始めとして広く関係者を含めた、具体化のための検討の場を設け、平成 17 年度中にその枠組み及びこれに関連した大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化についての結論を得る。」こととされている。

また、平成 21 年度は、現状の周期のままであれば、平成 16 年度と同様に、事業所・企業統計調査（簡易調査）、サービス業基本調査、全国消費実態調査、商業統計調査（簡易調査）及び農林業センサスの 5 つの大規模周期統計調査が輻輳することを受けて、「経済センサス（仮称）に関連する平成 21 年度実施予定の大規模統計調査については、別途設けられる検討の場において、統廃合、簡素・合理化の検討を踏まえつつ、実施時期の調整も検討する。」こととされている。

これらの課題に対する検討を行うために、関係府省等の協力を得て、平成 16 年 1 月に「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、当該検討会において平成 18 年 3 月末までに 21 回の検討を行ったところである。

この「経済センサスの枠組みについて」は、「統計行政の新たな展開方向」に記載された「経済センサス（仮称）の枠組み及びこれに関連した大規模統計調査

等の統廃合、簡素・合理化についての結論」として検討会において合意を得た内容をまとめたものである。

今後、この枠組みに基づき、経済センサスの実施に向けた具体的な検討が、関係府省等において進められることになる。

経済センサスの意義、目的等

1 意義、目的

産業を対象とする現行の大規模統計調査は、いわゆる分散型統計調査制度の下で、農林水産業、製造業、商業、サービス業などの大きく区分された産業分野毎に、それぞれ異なる年次及び周期で実施されている。このため、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計を作成することができない状況にある。経済センサスの意義及び目的は、包括的な産業構造統計の整備に加えて統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図ることにある。全産業分野の産業横断的な事業所・企業の共通母集団名簿の整備は、事業所・企業を調査客体とする既存の産業分野別統計の精度向上に大きく寄与するものである。

また、新たな事業形態の出現や情報通信技術の進展に伴ってＳＯＨＯ等外観からでは捕捉が困難な事業所・企業が増加していることなど、統計調査員による調査だけでは事業所・企業を必ずしも的確に把握できないという状況が生じていることから、行政記録等を積極的に活用した調査を行い、事業所及び企業の的確な把握に努める。

2 利活用について

現時点における経済センサスの利活用方策は以下のとおりとする。

- (1) 統計調査の標本抽出のための抽出条件、裾切り条件、標本調査の母集団復元のためのベンチマーク情報を提供するなど、事業所及び企業を対象とする各種統計調査に対し、その母集団情報の整備を図る。
- (2) 産業連関表や国民経済計算（ＳＮＡ 統計）の基礎資料として活用することを想定し、原則として全産業をカバーする一次統計の情報の整備を図る。
- (3) サービス経済化の進展に伴い、国民経済に占める第３次産業のウェイトが高くなっているにもかかわらず、この分野の統計が不足しており、かつ、体系的に未整備となっていることから、原則として全産業をカバーする経済センサスを通じて、この分野の統計情報の整備を図る。

- (4)産業毎の統計では、当該産業に係る経済活動の実態しか把握できない一方、事業所・企業の経済活動は多角化している。そのため経済活動の多角化に対応した統計及び母集団情報の整備を図る。
- (5)地域産業連関表や県民経済計算・市民経済計算の基礎資料として活用するほか、地域の実情に応じてきめこまかな施策を展開していくための基礎資料となる地域の経済活動に関する一次統計の整備を図る。
- (6)地方消費税の清算、中小企業振興のための補助金配分等の行政施策のための基礎情報の整備を図る。

経済センサス

1 経済センサスの概要

- (1)経済センサスは、統計法に規定される指定統計調査として実施する。
- (2)経済センサスは、農林漁家を除く全ての事業所及び法人企業を対象とする。
- (3)経済センサスは、市区町村系統の調査員調査を基本としつつ、それに加え、本社等一括調査、郵送・オンライン調査の導入を図る。調査の実施に当たっては、国の地方公共団体に対する調査事務系統の一元化、予算執行の一元化を図る。
- (4)経済活動の実態を経理的側面から捉える経済センサスは、行政記録等を利用して事業所及び法人企業の捕捉を十分高めた上で実施する必要があることから、平成 21 年に行政記録等の法人企業の名称・所在地等の情報を利用し、事業所・法人企業の捕捉に重点を置いた調査(以下「平成 21 年調査」という。)を実施した上で、当該調査により得られた情報を有効に利用して、平成 23 年に経理項目の把握に重点を置いた調査(以下「平成 23 年調査」という。)を実施する。
- (5)平成 21 年調査は、事業所及び法人企業の名称、所在地、従業者数等のフェース項目、複数事業所を有する法人企業の傘下事業所の名称、所在地を把握し、平成 23 年調査は、事業所及び法人企業の名称、所在地、従業者数等のフェース項目、売上高とその内訳(産業によって調査単位を使い分け、売上高の概念やその内訳は、産業毎に設定して調査する。)必要経費等(法人企業

単位で調査する。)を把握する。

(6) 統廃合される大規模統計調査は、平成 21 年及び平成 23 年事業所・企業統計調査、平成 21 年サービス業基本調査、平成 21 年商業統計調査、平成 22 年工業統計調査とする。

(7) 平成 21 年調査は、総務省（統計調査部）が中心となって実施する。平成 23 年調査は、総務省（統計調査部）と経済産業省（調査統計部）が中心となって実施する。

(8) 調査の周期は、平成 23 年に実施する調査を起点として 5 年周期で実施する。また、平成 23 年調査の実施後、5 年周期で実施する調査の間に経済センサスの枠組みの中で母集団情報の整備等のための調査を実施する。

2 調査単位及び調査事項の詳細

(1) 平成 21 年調査

平成 21 年調査の調査事項と調査単位

ア 平成 21 年調査は、事業所及び法人企業の捕捉に重点を置き、平成 23 年調査の実施に必要な情報を入手すると同時に廃止される事業所・企業統計調査が果たしてきた機能を踏まえ、以下の調査事項を事業所単位で調査する。

- 事業所の名称・所在地・連絡先
- 経営組織
- 本所・支所の別
- 本社・本所の名称，所在地
- 事業所の開設時期
- 事業所の従業者数
- 資本金
- 経済活動の内容

イ 法人企業の本社事業所においては、上記調査事項に加えて、以下の企業情報を調査することとする。

- 法人企業全体の従業者数（複数事業所を有する法人企業の場合）
- 法人企業全体の経済活動の内容（複数事業所を有する法人企業の場合）

ウ 法人企業の本社事業所においては、事業所と法人企業の間関係を適切に把握し、平成 23 年調査を円滑に実施するために、以下の調査事項を調査

することとし、試験調査等を踏まえながら、当該調査事項の把握の在り方（把握する対象法人企業等）について引き続き検討を行い、平成 21 年調査の調査実施計画策定までに決定することとする。

- 傘下事業所の名称、所在地（複数事業所を有する法人企業の場合）

エ 上記ア～ウに関し、必要に応じて実査可能な範囲で平成 21 年調査の調査実施計画策定までに調査事項の追加、変更を行うことがありうることをとする。

平成 21 年調査の従業者数に関する調査事項

ア 上記 - アに掲載している従業者数の把握については、以下の調査事項を調査することとするが、試験調査等を踏まえ、平成 21 年調査の調査実施計画策定までに追加、変更を行うことがありうることをとする。

- 従業者総数
- 個人事業主・家族従業者・有給役員の総数
- 常用雇用者数
- 常用雇用者以外の雇用者数

イ 上記 - イに掲載している、法人企業全体の従業者数の把握については、役員数と常用雇用者数を調査することとするが、試験調査等を踏まえ、平成 21 年調査の調査実施計画策定までに追加、変更を行うことがありうることをとする。

（２）平成 23 年調査

平成 23 年調査の調査事項と調査単位

ア 平成 23 年調査は、事業所及び法人企業の経理項目の把握に重点を置き、廃止される既存大規模統計調査がこれまで果たしてきた機能を踏まえ、以下の調査事項を事業所単位で調査する。

- 事業所の名称・所在地・連絡先
- 経営組織
- 本所・支所の別
- 本社・本所の名称，所在地
- 事業所の開設時期
- 事業所の従業者数
- 資本金

イ 以下の調査事項については、事業所単位で把握できない調査対象（産業）以外、事業所単位で把握する。事業所単位で把握できない調査対象（産業）は、法人企業については、法人企業単位で、個人経営の場合は、事業主が経営している事業所全体を 1 単位として把握する。

- 売上高（総額）
- 売上高（経済活動（品目分類など）毎）

当該調査事項については、既存大規模統計調査の実績等を踏まえ、事業所単位で把握するかどうかの現段階の考え方を別紙 1 のとおりとするが、試験調査等を踏まえ、平成 21 年調査実施計画策定までにその内容を変更することもありうるものとする。なお、それまでの検証は、別紙 1 に掲載している留意事項を十分に踏まえて行うものとする。

ウ 法人企業の本社事業所においては、上記調査事項に加えて、以下の法人企業情報を調査することとする。

- 法人企業の開設時期（複数事業所を有する法人企業の場合）
- 法人企業全体の従業者数（複数事業所を有する法人企業の場合）
- 法人企業全体の売上高（総額）（ 1、 2）
- 法人企業全体の必要経費総額（ 2）
- 法人企業全体の原材料費・仕入費等（ 2）
- 法人企業全体の給与支給総額（ 2）
- 法人企業全体の減価償却費（ 2）
- 法人企業全体の租税公課（ 2）

1 単独事業所の法人企業は上記イと重複是正を図る。

2 製造業の単独事業所の法人企業の事業所に求める売上高、必要経費等の経理事項と法人企業単位で求める売上高、必要経費等の経理事項の重複是正は、工業統計調査において、その必要経費等が製造業部門以外を範囲に含めるか否かの判断を踏まえて検討する。

これらの売上高（総額）、必要経費総額、原材料費・仕入費等、給与支給総額、減価償却費、租税公課等の法人企業単位の経理項目については、企業会計原則に従い、可能な限り産業横断的に把握することとするが、試験調査等を踏まえ平成 23 年調査の調査実施計画策定までに変更することもありうるものとする。

なお、必要経費総額、原材料費・仕入費等については、用語及びその内容について平成 23 年調査の調査実施計画策定までに十分検討を行うものとする。

エ 廃止される既存統計調査において調査されている調査事項で、引き続

き把握する必要のあるものについては、調査を行うこととする。また、上記ア～ウに関し、必要に応じて実査可能な範囲で平成 23 年調査の調査実施計画策定までに調査事項の追加、変更を行うことがありうることとする。

従業者の概念及び従業者数の内訳

ア 上記 - アに掲載している従業者数の把握については、現時点の考え方を別紙 2 のとおりとするが、試験調査等を踏まえ、平成 23 年調査の調査実施計画策定までに追加、変更を行うことがありうることとする。なお、それまでの検証に当たっては、別紙 2 に掲載している留意事項を十分に踏まえて行うものとする。

イ 上記 - ウに掲載している、法人企業全体の従業者数の把握について、役員数と常用雇用者数を調査することとするが、試験調査等を踏まえ、平成 23 年調査の調査実施計画策定までに追加、変更を行うことがありうることとする。

売上高（総額）の概念・用語について

上記 - イに掲載している、売上高（総額）の概念・用語については、現時点の考え方を別紙 3 のとおりとするが、試験調査等を踏まえ、平成 23 年調査の調査実施計画策定までに変更することもありうることとする。

売上高（経済活動（品目分類など）毎）について

上記 のイに掲載している、売上高（経済活動（品目分類など）毎）については、現時点の考え方を別紙 4 のとおりとするが、試験調査等を踏まえ、平成 23 年調査の調査実施計画策定までに変更することもありうることとする。なお、それまでの検証に当たっては、別紙 4 に掲載している留意事項を十分に踏まえて行うものとする。

また、公務については売上高等の経理項目を調査しないこととする。

経理対象期間について

上記 のイ、ウ及びエにおける経理項目については、その対象期間を原則として 1～12 月期とし、この期間を最も多く含む 1 年間の決算期間も認めることとする。

この対象期間における記入の具体的な方法については、実査可能性を含め、調査実施部局により試験調査等を踏まえ平成 23 年調査の調査実施計画

策定までに検討を行うものとする。

また、1～12 月期以外の記入について、その実態を調査において把握することについても併せて検討を行うこととする。

(3) 事業所、産業分類の取扱い

経済センサスにおける事業所概念は、原則として、日本標準産業分類の事業所の定義に従うこととした上で考え方を整理する必要があるもの(別紙 5)について検討を行い、統一的な取扱いを定めることとする。

また、事業所の産業分類格付については、原則として日本標準産業分類に従うとした上で、考え方を整理する必要があるもの(別紙 6)について検討を行い、統一的な取扱いを定めることとする。

3 調査方法、実施時期

(1) 調査方法

平成 21 年調査及び平成 23 年調査は、調査対象が農林漁家を除く全ての事業所及び法人企業であることを踏まえ、現行の市区町村系統の調査員調査を基本とするが、今後の検討において、傘下事業所の情報を本社等一括記入する方法(本社等一括調査)、郵送・オンラインによる方法の導入を図り、これらの方法と調査員調査の関係を整理するとともに、現行の調査員調査の在り方の検討を十分行うこととする。

経済センサスの実施に当たっては、調査員による実査の混乱を避けるため、原則として、調査対象に対し調査票を同時期に配布し、同時期に収集するものとする。

平成 21 年調査は、既存統計調査の結果等に加え、平成 17 年 6 月末に検討会がまとめた行政記録(法人の名称・所在地等)の利用に向けた検討の結論に基づき行政記録等の法人企業の名称・所在地等の情報を利用して準備調査名簿を作成し、当該準備調査名簿等に基づき調査票の配布・収集を行うものとする。

平成 23 年調査は、平成 21 年調査によって得られた情報を有効に利用して、調査票の配布・収集を行うものとする。

具体的には、大規模周期調査の統廃合を行うことを踏まえると、平成 23 年調査において調査票の様式を統一することは困難であり、平成 21 年調査等により整備された平成 23 年調査の準備調査名簿の情報に基づき、調査客

体に対し調査票の配り分けを行うこととし、調査客体に対応した様式により上記 2 - (2) に示している調査事項を把握する方法とする。

また、平成 23 年調査の準備調査名簿に配り分けの情報が掲載されていない新設事業所については、産業別に把握することとされている情報の把握は行わず、産業横断的に把握するとされている情報【(事業所の従業者数、事業所の産業分類格付(上記 2 - (2) - ア)、法人企業の売上高、必要経費等(上記 2 - (2) - ウ)】のみについて把握することとする。

(2) 調査実施時期

平成 21 年調査は、現状の大規模統計調査等の配置を勘案し、平成 21 年 6 月～7 月の間の 1 日を調査期日(調査日)として定めることとする。具体的には、平成 21 年調査の調査実施計画の企画・立案作業において、準備事務の進め方、調査期日(調査日)等についての検討を進め、平成 21 年調査の調査実施計画の策定時点までに決定することとする。

平成 23 年調査の実施時期については、

- 結果の早期提供への配慮が必要
- 経理対象期間終了後から公表までの期間への配慮が必要

であることを考えると、できる限り早い時期に設定を行うことが望ましいと考えられるが、一方で、

- 6 月早期では企業の決算が公表されていないことに対する配慮が必要
 - 平成 23 年 4 月の統一地方選挙と準備事務の輻輳への配慮が必要
 - 平成 22 年国勢調査の審査事務と準備事務の輻輳への配慮が必要
 - 人事異動により着任したばかりの職員の習熟期間への配慮が必要
- であることを考えると、実査上の困難が伴わない時期に設定することが必要である。

以上のことから、平成 23 年調査は、平成 23 年 6 月～7 月の間の 1 日を調査期日(調査日)として定めることとしたうえで、調査実施計画の企画・立案作業において、前述の意見も踏まえながら、調査員調査の在り方を含め実査の具体的な方法、準備事務の進め方、調査期日(調査日)等について、十分に検討を行い、平成 21 年調査の調査実施計画の策定時点までに決定することとする。

(3) 地方公共団体との関係

経済センサスは、市区町村系統の調査員調査を基本としていることから、

地方公共団体の調査事務が円滑に行われるよう、地方公共団体に対する国の調査事務系統の一元化、予算執行の一元化を図ることとする。なお、地方公共団体に対する国の予算執行の一元化については、しかるべき一つの組織において地方公共団体委託費を一元的に執行する方法により達成することとする。

また、平成 23 年調査における実施時期については、地方公共団体からその準備事務とその他の事務との輻輳について懸念が表明されていることから、平成 23 年調査における調査区設定等の準備事務の在り方については、調査実施に対応する地方公共団体の体制を考慮しつつ、地方公共団体の事務の遂行が可能となるよう十分検討を行うこととする。

4 アウトプットイメージ

平成 21 年調査及び平成 23 年調査の結果がどのように使われるかについての現時点における整理は、以下のとおりとする。

(1) 平成 21 年調査

平成 23 年調査用の名簿

平成 21 年調査で得られた情報を有効に利用して平成 23 年調査を実施するため、以下のア～エに留意しつつ、平成 21 年調査の結果により平成 23 年調査の準備調査名簿を作成する。

ア 複数種類の調査票の配り分けへの対応

平成 23 年調査は、大規模周期調査の統廃合を行うことを考えると、様式を統一することは困難である。そのため、調査客体に対し調査票を配り分けるための情報（産業分類格付）を整備する。

イ 平成 23 年調査のプレプリントへの対応

平成 23 年調査においては、調査客体の記入者負担軽減、客体が理解しやすい調査事項の設定、調査結果の入力・審査・集計処理の効率化を図る必要がある。

調査実施部局においては、平成 23 年調査を円滑に実施できるよう、平成 21 年調査の調査実施計画策定までに平成 23 年調査にプレプリントする情報は何かを検討し、当該情報を整備する。

ウ 本社等一括調査への対応

平成 23 年調査は、本社等一括調査を実施することとされており、平

成 21 年調査の調査事項である「傘下事業所の名称・所在地」の結果により、本社等一括調査の調査対象企業の名寄せ済本社・支社名簿を整備する。

エ 格付の情報

上記ア及びイで必要とされる産業分類格付及び活動内容の情報の整備に当たっては、平成 21 年調査の結果のほか、平成 20 年工業統計調査及び平成 19 年商業統計調査の各種統計調査等の結果を利用する方向で検討する。

母集団情報

統計調査等業務の業務・システム最適化計画においては、平成 21 年調査結果を利用して事業所・企業データベースを更新する計画とされている。

そのため、以下のア～ウの事業所及び法人企業の情報を含めた平成 21 年調査の結果を事業所・企業データベースに提供する方向で検討する。

ア 事業所情報

平成 21 年調査の事業所の調査事項により把握される名称、所在地、連絡先、従業者数、資本金等のほか、

- 事業所の産業分類格付（可能な限り詳細な分類）
- 事業所の複数種類の活動内容（大分類程度）

を提供する。

イ 法人企業情報

平成 21 年調査の法人企業の調査事項により把握される本社事業所の名称、所在地、連絡先、法人企業全体の従業者数、資本金等のほか、

- 法人企業の産業分類格付（中分類程度）
- 法人企業の複数種類の活動産業（大分類程度）

を提供する。

なお、単独事業所法人企業の産業分類格付は、事業所の産業分類を用いることとする。

ウ 格付の情報

上記ア及びイで提供する産業分類格付及び活動内容の情報の整備に当たっては、平成 21 年調査の結果のほか、平成 20 年工業統計調査及び平成 19 年商業統計調査の各種統計調査等の結果を利用する方向で検討

する。

集計事項

平成 21 年調査の調査事項（事業所数、企業数、経営組織、開設時期、従業者数、資本金、経済活動の内容等）についての統計表を産業横断的かつ地域別に整備する。

なお、傘下事業所の把握により事業所単位の活動内容を法人企業に集約することで整備される法人企業の統計、事業所における複数種類の活動内容を把握することで整備される事業所の統計については、その必要性を整理したうえで整備を図ることとする。

（２）平成 23 年調査

母集団情報

統計調査等業務の業務・システム最適化計画の策定作業においては、平成 23 年調査結果を利用して事業所・企業データベースを更新する計画とされている。

そのため、平成 23 年調査の結果のうち、以下のア～エの事業所及び法人企業の情報を事業所・企業データベースに提供する方向で検討する。

ア 事業所情報

平成 23 年調査の事業所のフェース事項により把握される名称、所在地、連絡先、従業者数、資本金等のほか、以下の A～C の産業分類情報及び活動内容情報について提供する。

A 存続事業所の産業分類格付

a) 平成 21 年調査時及びその後の更新により事前に有している産業分類に対し、大分類を跨ぐ産業転換がない場合、当該大分類の中で、可能な限り細かい産業分類（細分類）を調査結果により定量的に格付を行ったものを提供する。

b) 平成 21 年調査時及びその後の更新により事前に有している産業分類に対し、大分類を跨ぐ産業転換が発生している場合、大分類レベルによる格付変更を行ったものを提供する。なお、大分類レベルによる格付以上に更に細かい格付が可能かどうかについては、平成 23 年調査実施計画策定までに調査実施部局において検討することとする。

ｃ）平成 23 年調査結果による産業分類格付が不能の場合、従前の格付情報を補完し提供する。

B 新設事業所の産業分類格付

新設事業所は、可能な限り詳細な産業分類格付を行い、名簿情報として提供する。

C 事業所の複数種類の活動内容

事業所の複数種類の活動内容（大分類程度）を提供する。

イ 法人企業情報

平成 23 年調査の法人企業の調査項目により把握される本社事業所の名称、所在地、連絡先、法人企業全体の従業者数、資本金等のほか、以下の A、B の産業分類情報及び活動内容情報について提供する。

A 法人企業の産業分類格付

法人企業の産業分類格付（中分類程度）を提供する。なお、単独事業所企業の産業分類格付は、事業所の産業分類を用いることとする。

B 法人企業の複数種類の活動内容

法人企業の複数種類の活動内容（大分類程度）を提供する。

ウ 格付の情報

上記ア及びイで必要とされる産業分類格付及び活動内容の情報の整備に当たっては、平成 23 年調査の結果のほか、平成 21 年調査、平成 21 年工業統計調査の各種統計調査等の結果を利用する方向で検討する。

エ 経理項目の取扱い

平成 23 年調査により把握される事業所及び法人企業の経理項目については、事業所・企業データベースの検討に合わせてその検討を進める。

集計表の方向性

ア 1 次集計

A 事業所のフェース項目で把握できるもの（事業所数、法人企業数、従業者数）は全産業共通であるため、地域別に産業横断的な集計を行

うこととする。

なお、事業所単位で売上高とその内訳を把握するもののうち、大分類単位でその売上高の内訳を把握したものについては、地域別に産業横断的な集計を行うこととする。

B 事業所単位で売上高とその内訳（大分類内の詳細な情報）を把握したものを含む集計については、産業別に集計を行う。その際、地域集計についても行うこととする。

なお、新設事業所の情報は含まない前提とする。

C 法人企業単位で売上高とその内訳を把握したものを含む集計については、産業別に集計を行う。その際、地域集計は、本社事業所の所在地で行うこととする。

なお、新設法人企業の情報は含まない前提とする。

D 法人企業単位で把握した売上高及び必要経費等は、一部の特殊な産業を除き、産業横断的な集計を行うこととする。

その際、地域集計は、本社事業所の所在地で行うこととする。

E 売上高とその内訳及び必要経費等は、その経理対象期間を平成 22 年 1 月～平成 22 年 12 月の結果とみなして集計する。

イ 2 次集計

本社・支社関係の補正を行った後、法人企業単位で推計した粗付加価値（売上高、必要経費等から計算）について新設事業所も含めた傘下事業所の従業者数等で按分し、近似的な事業所ベースの粗付加価値統計を産業横断的に作成する方向でその具体的な方法等について平成 23 年調査実施計画策定までに十分に検討を行うこととする。

ウ 業務記録等の利用と補完

業務記録等について、経済センサスでは、各事業所・企業から報告を受けたものと同等に取扱い、結果の集計を行うこととする。

また、経理項目の集計に際しては、関連する調査事項、業務記録等、参考情報による審査等を行い、必要に応じて推計等の手法により補完を行うこととする。

5 既存統計調査との関係

(1) 事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査及び工業統計調査については、経済センサスとの関係を以下のように整理する。

事業所・企業統計調査

ア 平成 21 年及び平成 23 年事業所・企業統計調査は、経済センサスの創設に伴い、廃止する。

イ 現在の事業所・企業統計調査で調査している調査事項のうち産業全体の基本構造の把握や各種統計調査実施のための母集団情報の提供に必要な調査事項（事業所・企業の従業者数、産業分類格付けに必要な事項等）について、事業所・企業統計調査がこれまで果たしてきた機能を踏まえ、平成 21 年調査及び平成 23 年調査において、全ての事業所・企業から産業横断的に引き続き調査することとする。

サービス業基本調査

ア 平成 21 年サービス業基本調査は、経済センサスの創設に伴い、廃止する。

イ 現在のサービス業基本調査で調査している、各種政策上必要な調査事項（収入額、相手先別収入額の割合等）については、平成 23 年調査において引き続き調査することとする。

商業統計調査

ア 平成 21 年商業統計調査（簡易調査）は、経済センサスの創設に伴い、廃止する。

イ 現在の商業統計調査（簡易調査）で調査している、商業政策上必要な調査事項（商品販売額、売場面積等）については、変化の激しい商業の実態を的確に把握する観点から、平成 23 年調査において引き続き調査することとする。

ウ 平成 23 年調査実施の 2 年後に商業の実態を詳細に把握するために商業統計調査を実施する。この際、標本調査の可能性について検討するとともに、調査事項の見直しを図る。

工業統計調査

ア 経済センサスで調査する平成 22 年の実施を除き、工業統計調査は、毎年実施する。

イ 工業統計調査と平成 21 年調査との同時実施等の重複是正措置は行わない。

ウ 平成 22 年工業統計調査で把握する事項は、平成 23 年調査において把握することとする。平成 22 年が各種経済指標の基準年であることから、原則、現行の工業統計調査の全ての調査事項を踏襲して調査することとする。

エ 平成 23 年調査の実施後、工業統計調査は全数調査を行わず、裾切り調査若しくは標本調査の可能性を検討し、併せて、調査事項の簡素化を図る。

上記 ～ をもって、「統計行政の新たな展開方向」において「経済センサス（仮称）に関連する平成 21 年度実施予定の大規模統計調査については、別途設けられる検討の場において、統廃合、簡素・合理化の検討を踏まえつつ、実施時期の調整も検討する」とされていることについての検討会の結論とする。

（２）農林業センサス及び漁業センサスについては、経済センサスとの関係を以下のように整理する。

農林業センサス

農林業センサスと平成 21 年調査及び平成 23 年調査との同時実施、農林業センサスで調査している経理項目等を平成 23 年調査から除外する等の重複是正措置は行わない。

なお、平成 23 年調査における回答拒否などの補完等の情報として農林業センサスの結果を利用することを平成 23 年調査の調査実施計画策定までに検討する。

漁業センサス

漁業センサスと平成 21 年調査及び平成 23 年調査との同時実施等の重複是正措置は行わない。

- (3) 事業所・企業を対象とし、年次又は周期的に実施されているその他の統計調査との関係を以下のように整理する。

平成 21 年調査との関係

平成 21 年調査は、事業所・企業の捕捉に重点をおいた調査であるため各種統計調査との重複是正等の措置は行わないこととする。

平成 23 年調査との関係

平成 23 年調査と各種統計調査との関係については、別紙 7 のとおりとする。

6 報告者負担軽減方策について

平成 23 年調査については、調査事項のうち経理項目を代替できる業務記録等を用いて記入者の負担を軽減する措置を図ることとする。

その具体の利用方法及び現時点での利用の可否について整理を行ったものは別紙 8 のとおりである。

業務記録等を用いて報告者負担軽減を図ることは、経済センサスの実施において必要であることから、別紙 8 において利用可能との整理を行っていないものを含め、引き続き、 - 1 における検討の場において検討を行うこととする。

母集団情報の整備の在り方

平成 18 年 3 月に決定された、統計調査等業務の業務・システム最適化計画における事業所・企業データベースの取扱い（別紙 9）に基づき、経済センサスの情報等を利用して母集団情報の整備を行う。

なお、平成 23 年調査の実施後、5 年周期で実施する調査の間に経済センサスの枠組みの中で母集団情報の整備等のための調査を実施することとし、その内容も含めて母集団情報の整備の在り方について - 1 の検討の場において検討を行うこととする。

今後の検討体制等について

1 枠組み策定後の検討体制

「経済センサスの枠組みについて」の決定を持って検討会はその役割を終えることとなるが、今後はこの枠組みに基づき調査実施部局等により経済センサスの企画・立案作業を進めることとなる。経済センサスは政府全体にかかわる大規模統計調査であるので、平成 21 年調査及び平成 23 年調査の調査実施計画

については、政府内での合意形成を図りながらその企画・立案作業を進める必要がある。また、これまで検討会で検討を行ってきたが、更に検討を進めていく必要がある業務記録等の利活用による報告者負担軽減方策、経済センサスと関連する既存統計調査との関係の整理、中間年調査などの母集団情報の整備の在り方等については引き続き政府内調整を図りながら検討する必要がある。こうしたことから、平成 18 年 4 月以降、各府省等の協力を得て総務省（政策統括官）において速やかに経済センサスに関する企画調整のための検討の場を設け、これらの政府内調整を含め合意形成を行うこととする。

2 調査実施計画の企画・立案作業

総務省（統計調査部）が中心となって実施する平成 21 年調査の調査実施計画の具体的な企画・立案作業は、平成 21 年調査と平成 23 年調査が密接に関連することから、平成 18 年 4 月より、総務省（統計調査部）及び経済産業省（調査統計部）が定期的に検討会議を開催して行うこととし、上記 1 における検討の場において合意形成を行うこととする。

総務省（統計調査部）と経済産業省（調査統計部）が中心となって実施する平成 23 年調査の調査実施計画の具体的な企画・立案作業における両省の役割分担や連携の在り方については、上記 1 の検討の場にワーキンググループを設け、当該ワーキンググループにおいて平成 23 年調査に想定される具体的な事務を整理する中で明らかにすることとする。併せて、この作業の中で、地方公共団体に対する国の調査事務系統の一元化、予算執行の一元化を図る方策を明らかにすることとする。

3 その他の検討課題

（１）５年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査

平成 23 年調査の実施後については、５年周期で実施する経済センサスの間に経済センサスの枠組みの中で母集団情報の整備等のための調査を実施することとした上で、その調査の具体的な方法、調査事項及びその調査と５年周期で実施する調査との関係等について、平成 21 年及び平成 23 年の調査実施計画の企画・立案作業の進捗状況等を踏まえて提示することとし、上記 1 の検討の場において引き続き検討を行うこととする。

（２）母集団情報及び経済センサスの整備を受けた統計調査の検討

母集団情報の整備を受けて標本設計を見直す調査や、経済センサスの整備を受けて簡素化する調査については、経済センサスの調査実施計画の企画立案作業の進捗状況及び母集団情報の整備を踏まえて改めて検討を行うことと

し、その具体的な検討の方法等については、上記 1 の検討の場において、事務局で整理して提示することとする。

(3) その他

既存統計調査との関係の整理や業務記録等の利活用による報告者負担軽減方策のうち更に検討が必要なものについては、上記 1 の検討の場において引き続き検討を行うこととする。

表 売上高を事業所単位で把握するか否かについて

産業（日本標準産業分類）	事業所単位で把握するもの○ しないもの×
A 農業、B 林業、C 漁業	○
D 鉱業	○
E 建設業	○
F 製造業	○
G 電気・ガス・熱供給・水道業	×
H 情報通信業のうち 37 通信業、38 放送業	×
H 情報通信業のうち上記以外	○
I 運輸業	×
J 卸売・小売業	○
K 金融・保険業	×
L 不動産業	○
M 飲食店・宿泊業	○
N 医療・福祉のうち 751 社会保険事業団体以外	○
N 医療・福祉のうち 751 社会保険事業団体	×
O 教育、学習支援業	○
P 複合サービス事業	○
Q サービス業（他に分類されないもの）	○

（留意事項）

- 1 E 建設業については、事業所単位で完成工事高が把握可能か否かについて検討を行う。
- 2 G 電気・ガス・水道・熱供給のうち 3411 ガス製造工場については、事業所単位で売上高が把握可能か否かについて検討を行う。
- 3 38 放送業のうち 383 有線放送業については、事業所単位で売上高が把握可能か否かについて検討を行う。
- 4 40 インターネット付随サービス業については、事業所単位で売上高が把握可能か否かについて検討を行う。
- 5 47 倉庫業、48 運輸に附帯するサービス業については、事業所単位で営業収益が把握可能か否かについて検討を行う。
- 6 L 不動産業については、事業所単位で売上高が把握可能か否かについて検討を行う。
- 7 P 複合サービス業については、売上高（経済活動（品目分類など）毎）の内訳の検討を踏まえ、事業所単位で売上高が把握可能か否かについて検討を行う。
- 8 Q サービス業のうち 832 旅行業については、事業所単位で営業収益が把握可能か否かについて検討を行う。

事業所における従業者数の調査事項について

項目	～の計		個人業主・ 無給の家族 ・ 有給役員	常用雇用者			常用 雇用者 以外の 雇用者	
	男性	女性		一般に正社員・ 正職員と呼ばれている人	うち、派遣（出向を含む）又は下請け会社など別事業所から来てこの事業所で働いている人	以外の人		
人数 (人)	A	B	C	D	E	F	G	H
								I

○ A～I の欄に記入すべき事項は以下のとおりとする。

A： D と E と G と H の単純合計を記入する。

B： A のうち、男性の人数を記入する。

C： A のうち、女性の人数を記入する。

D： 経営組織が個人経営の場合：

当該事業所を実際に経営している者の人数及び無給で事業所の業務を行っている経営者の家族の人数の計を記入する。

経営組織が個人経営以外の場合：

法人企業の場合、商法上の役員（雇用関係ではなく法人との委任契約関係で業務に従事している者で、賞与の支払いを受けている者）とする。また、学校法人、団体等では、各法に規定された役員のうち賞与（給与）の支払いを受けている者とする。

常用雇用者： 労働生産性の把握の観点及び母集団情報の抽出条件として活用されていることから、次のいずれかの条件を満たす者とする。

- ・ 期間を定めずに雇用されている人
- ・ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている人
- ・ 雇用者のうち、調査日前 2 ヶ月でそれぞれ 18 日以上雇用されている者

（雇用関係の判断は給与の支払いによるものとする。よって、給与の支払いを受けないボランティア、雇用関係があっても給与の支払いを受けない休業者は含めないものとする。）

E： 常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」と呼ばれている人を記入する。

F： 一般に「正社員」、「正職員」と呼ばれている人のうち、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づく派遣労働者や在籍出向と呼ばれる労働者で派遣元又は出向元と雇用関係を継続したまま他の会社など別経営の事業所で働いている者、当該事業所を経営する企業と雇用関係を有したまま下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者、その他、当該事業所を経営する企業と雇用関係を有したまま、他の会社など別経営の事業所で働いている者を記入する。

G： 「一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人」以外の人を記入する。

H： 調査日において、当該事業所に雇用されている雇用者のうち、常用雇用者に該当しない雇用者を記入する。

- Ⅰ： 調査日において、当該事業所に派遣又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て当該事業所で働いている人を記入する。その他、呼称にかかわらず、当該事業所を経営する組織と雇用関係のない労働者も本項目に含めるものとする。

（留意事項）

- 1 表現や例示については、試験調査等を踏まえ実査までに適切なものとなるように検討を行う。
- 2 F 欄には、「正社員」、「正職員」と呼ばれる人のうち育児休暇等により給与の支払いを受けている休業者をこの項目に含めるなど、労働生産性把握の観点から除外すべき者について、本項目に含める措置を検討する。
- 3 D～I 欄を男女別に追加して把握することについては、調査の必要性及び記入者負担を考慮し、試験調査等を踏まえて実査までに決定する。
- 4 A 欄の内数として「うち、派遣（出向を含む）又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人」を追加して把握することについては、調査の必要性及び記入者負担を考慮し、試験調査等を踏まえて実査までに決定する。

表 産業毎の売上高の概念・用語

産業（日本標準産業分類）	売上高の概念・用語
A 農業、B 林業、C 漁業	販売金額
D 鉱業	生産金額
E 建設業	完成工事高
F 製造業	製造品出荷額、加工賃収入、修理料収入
G 電気業・ガス・熱供給・水道業	売上高
H 情報通信業	売上高
I 運輸業	営業収益
J 卸売・小売業	売上高（商品販売）
K 金融・保険業	経常収益（営業収益）、経常費用（営業費用）
L 不動産業	売上高
M 飲食店・宿泊業	売上高
N 医療・福祉のうち 73 医療業	医業収入
N 医療・福祉のうち 751 社会保険事業団体	営業収益
N 医療・福祉のうち上記以外及び 91 政治・経済・文化団体、92 宗教団体	収入金額又は必要経費総額で代替
O 教育、学習支援業のうち 76 学校教育	消費収入
O 教育、学習支援業のうち 77 その他の教育、学習支援業	収入金額
P 複合サービス事業、Q サービス業（他に分類されないもの） 91 政治・経済・文化団体、92 宗教団体を除く	収入金額（売上高、営業収益）

売上高の内訳について

（ A 農業 ）

最も売上高の高い分野が農業部門である法人事業所に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：販売金額
売上高調査単位：事業所

< 内訳例示 >

- 販売金額
 - ・日本標準産業分類 3 桁に基づく事業内訳を把握（A 農業内、分類数 4）

（設定に当たっての留意事項、考え方）
・的確な産業分類格付けを行う

（ B 林業 ）

最も売上高の高い分野が林業部門である法人事業所に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：販売金額
売上高調査単位：事業所

< 内訳例示 >

- 販売金額
 - ・日本標準産業分類 3 桁に基づく事業内訳を把握（B 林業内、分類数 5）

（設定に当たっての留意事項、考え方）
・的確な産業分類格付けを行う

（ C 漁業 ）

最も売上高の高い分野が漁業部門である法人事業所に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：販売金額
売上高調査単位：事業所

< 内訳例示 >

- 販売金額
 - ・日本標準産業分類 3 桁に基づく事業内訳を把握（C 漁業内、分類数 4）

（設定に当たっての留意事項、考え方）
・的確な産業分類格付けを行う

（ D 鉱業 ）

最も売上高の高い分野が鉱業部門である事業所に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：生産金額
売上高調査単位：事業所

< 内訳例示 >

金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、石炭、亜炭、原油、天然ガス、花こう岩、石英粗面岩、安山岩、大理石、かんらん岩、オリビンサンド、ぎょう灰岩、砂岩、粘板岩、砂・砂利・玉石、耐火粘土、ろう石、ドロマイト、長石・半花こう岩・風化花こう岩、陶石、軟、白・炉材けい石、天然けい砂、石灰石、磁石クレー、カオリン、磁土、石こう、酸性白土、ベントナイト、けいそう土、滑石

（設定に当たっての留意事項、考え方）
・的確な産業分類格付けを行う
・産業連関表の部門別 CT 推計の参考資料
・本邦鉱業のすう勢調査（採石等を除く）を参考

（E 建設業）

最も売上高の高い分野が建設業部門である事業所に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：完成工事高
売上調査単位：事業所

< 内訳例示 >

（元請工事）

土木工事

新設工事

公共発注

民間発注

維持・修繕工事

公共発注

民間発注

建築工事（住宅）

新設工事

維持・修繕工事

建築工事（非住宅）

新設工事

維持・修繕工事

（下請工事）

土木工事

建築工事（住宅）

建築工事（非住宅）

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・別途、産業分類の格付情報を取得する必要がある。
- ・産業連関表の部門別 CT 推計の参考資料
- ・項目の簡素化を検討する。
- ・事業所で把握可能か検証を行う。

（F 製造業）

最も売上高の高い分野が製造業部門である事業所に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：出荷額
売上調査単位：事業所

< 内訳例示 >

- ・品目別出荷額（工業統計調査 6 桁分類）
- ・品目別賃加工（工業統計調査 6 桁分類）
- ・修理料収入

（設定に当たっての留意事項、考え方）
・工業統計調査を参考に設定

（G 電気・ガス・熱供給・水道業）

最も売上高の高い分野が電気・ガス・熱供給・水道業部門である企業に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：売上高
売上調査単位：企業

< 内訳例示 >

- ・売上高
 - 電気事業
 - ガス事業
 - 熱供給事業
 - 水道業事業

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・産業連関表の部門別 CT 推計の参考資料
- ・電気・ガス・熱供給・水道業の内訳を検討する。
- ・原則として企業単位とするが、3411 ガス製造工場については、事業所単位で把握可能か検証を行う。

(37 通信業、38 放送業)

最も売上高の高い分野が通信、放送部門である企業に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：売上高
売上調査単位：企業

<内訳例示>

●売上高

固定電気通信料（短距離通信料）
固定電気通信料（長距離通信料）
有線放送電話業
その他の固定電気通信業（音声蓄積、ファックス蓄積サービスなど）
移動電気通信料
通信機販売
テレビジョン事業
ラジオ事業
衛星放送事業
有線放送事業（テレビ）
有線放送事業（ラジオ）
（産業分類に準拠）

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・的確な産業分類格付けを行う
- ・産業連関表の部門別 CT 推計の参考資料
- ・原則として企業単位とするが、有線放送事業については、事業所単位で把握可能か検証を行う。

(39 情報サービス業・40 インターネット附随サービス業)

最も売上高の高い分野が情報サービス・インターネット附随サービス業である事業所に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：売上高
売上調査単位：事業所

<内訳例示>

●売上高

受注ソフトウェア開発
パッケージソフトウェア（業務用パッケージ、ゲーム、基本ソフト）
情報処理サービス
データベースサービス
各種調査・マーケティング
インターネット関連サービス（プロバイダサービス、ネットセキュリティサービス、サイト運営サービス等）
（産業分類に準拠）

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・的確な産業分類格付けを行う
- ・産業連関表の部門別 CT 推計の参考資料
- ・インターネット附随サービス業は、事業所単位で把握可能か検証を行う。

(41 映像・音声・文字 情報制作業)

最も売上高の高い分野が映像・音声・文字情報制作業である事業所に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：売上高
売上調査単位：事業所

< 内訳例示 >

- 売上高
 - ・ 日本標準産業分類細分類 4 桁コード表による内訳を記入（映像・音声・文字情報制作業内（分類数＝9））

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・ 的確な産業分類格付けを行う
- ・ 産業連関表の部門別 CT 推計の参考資料

（42 鉄道業）

最も売上高の高い分野が鉄道業である企業に対して、以下の売上高の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：営業収益
売上調査単位：企業

< 内訳例示 >

- 営業収益
 - 鉄道事業
 - 旅客輸送
 - 貨物輸送
 - 自動車事業
 - 旅客輸送
 - バス
 - タクシー・ハイヤー
 - 貨物輸送
 - レンタル・リース
 - 不動産事業（開発事業）
 - 商品卸売・小売業

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・ 産業連関表の部門別 CT 推計の参考資料
- ・ 鉄道業を営む企業の損益計算書で計上されている部門を計上

(43 道路旅客運送業、 44 道路貨物運送業)

最も売上高の高い分野が道路旅客運送業、道路貨物運送業である企業に対して、以下の売上高の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：営業収益
売上調査単位：企業

< 内容例示 >

- 営業収益
 - 自動車事業
 - 旅客輸送
 - バス
 - タクシー・ハイヤー
 - 貨物輸送
 - 自動車
 - 鉄道
 - 空輸

運輸関連サービス

（梱包、倉庫、物流管理、代理取次）

レンタル・リース

不動産事業（開発事業）売上高

商品卸売・小売業

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・ 的確な産業分類格付けを行う
- ・ 産業連関表の部門別 CT 推計資料

（45 水運業）

最も売上高の高い分野が水運業である企業に対して、以下の売上高の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：営業収益

売上調査単位：企業

< 内容例示 >

- 営業収益
 - 海運営業収益
 - 旅客運賃収益
 - 貨物運賃収益
 - 貸船料収益
 - その他の海運関係
 - 旅行サービス収益
 - 倉庫業収益
 - 運輸関連サービス収益
 - 宿泊事業収益
 - 商品卸売・小売業

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・産業連関表の部門別 CT 推計資料
- ・水運業を営む企業の損益計算書で計上されている部門を計上
- ・「海運営業収益」は、外国の取扱いをどうするのかについて検討した上で、「外洋」と「沿海・内水面」の内訳を把握することを検討する。

（46 航空輸送業）

最も売上高の高い分野が航空輸送業である企業に対して、以下の売上高の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：営業収益

売上調査単位：企業

< 内容例示 >

- 営業収益
 - 航空空輸営業収益
 - 旅客収益
 - 貨物収益
 - 旅行サービス収益
 - 宿泊事業収益
 - 商品卸売・小売業

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・産業連関表の部門別 CT 推計資料
- ・航空輸送業を営む企業の損益計算書で計上されている部門を計上
- ・「航空空輸営業収益」は外国の取扱いをどうするのかについて検討した上で、「国内」と「国際」の内訳で把握することを検討する。

（47 倉庫業）

最も売上高の高い分野が倉庫業である企業に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：営業収益

売上調査単位：企業

< 内容例示 >

- 営業収益
（総額のみ）

- ・事業所での把握可能性について検討を行う。

（48 運輸に附帯するサービス業）

最も売上高の高い分野が運輸に附帯するサービス業である企業に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：営業収益

売上調査単位：企業

< 内容例示 >

- 営業収益
 - ・日本標準産業分類細分類 4 桁に基づく内訳を把握（運輸に付帯するサービス業内）

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・的確な産業分類格付けを行う
- ・産業連関表の部門別 CT 推計資料

（J 卸売・小売業）

最も売上高の高い分野が卸売・小売業である事業所に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：売上高

売上調査単位：事業所

< 内容例示 >

- 売上高（商品販売）
品目別商品販売額（商業統計 3 桁 OR 5 桁）

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・既存商業統計調査を参考に設定
- ・産業連関表の部門別 CT 推計資料

〔61 銀行業、62 共同組織金融業、63 郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、641 貸金業〕

金融業（銀行業、共同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業）を営む企業に対して以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：経常収益

売上調査単位：企業

< 内容例示 >

- 経常収益（営業収益）
 - ・ 貸出金利息
 - ・ 手数料収入
 - ・ 有価証券等配当金
 - ・ 上記以外の営業収入
- 経常費用（営業費用）
 - ・ 支払利息

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・ 産業連関表の帰属利子、手数料の推計資料
- ・ 他業務を行うことに制限がある（銀行等）

〔643 クレジットカード業、割賦金融業〕

金融業（クレジットカード業、割賦金融業）を営む企業に対して以下の内訳を把握

概念・用語：営業収益

売上調査単位：企業

< 内容例示 >

- 営業収益
 - ・ 融資収益
 - ・ 手数料収益
- 営業費用
 - ・ 金融費用

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・ 産業連関表の帰属利子、手数料の推計資料

〔65 証券業、商品先物取引業〕

証券業（証券業、商品先物取引業）を営む企業に対して以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：営業収益

売上調査単位：企業

< 内容例示 >

- 営業収益
 - ・ 手数料収入
 - ・ 金融収益
- 金融費用

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・ 産業連関表の手数料の推計資料

〔642 質屋、66 補助的金融業、金融附帯業、649 その他の貸金業、投資業等非預金信用機関〕

補助的金融業、金融附帯業、その他の貸金業、投資業等非預金信用機関を営む企業に対して以下の内訳を把握

概念・用語：営業収益

売上調査単位：企業

< 内容例示 >

- 営業収益（売上高）
- 営業費用

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・ 産業連関表の手数料の推計資料

〔671 生命保険業、672 損害保険業、673 共済事業、751 社会保険事業団体〕

生命保険業、損害保険業、共済事業、社会保険事業団体を営む企業に対して以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：経常収益

売上調査単位：企業

< 内容例示 >

- 経常収益
 - ・ 保険料収入
 - ・ 利息及び配当金等収入
 - ・ 責任準備金戻入額
- 経常費用
 - ・ 保険金支払
 - ・ 責任準備金等繰入額

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・ 産業連関表の部門別 CT 推計資料
- ・ 他業務を行うことに制限がある

（L 不動産業）

最も売上高の高い分野が不動産業である事業所に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：売上高
売上調査単位：事業所

< 内訳例示 >

- 売上高
 - 不動産売買高
 - 不動産仲介収益
 - 不動産管理収益
 - 不動産賃貸収益（住宅）
 - 不動産賃貸収益（住宅外）
 - 不動産賃貸収益（駐車場）

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・ 的確な産業分類格付けを行う
- ・ 産業連関表の部門別 CT 推計の参考資料
- ・ 事業所で把握可能か検証を行う。

〔674 保険媒介代理業、675 保険サービス業〕

最も売上高の高い分野が保険代理手数料収入、査定手数料収入である事業所、また、保険料率の算定を主な事業としている企業に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：営業収益

売上調査単位：企業

< 内容例示 >

- 営業収益
 - ・ 保険代理手数料収入
 - ・ 査定手数料収入
 - ・ 保険料率算定収入

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・ 的確な産業分類格付けを行う

（M 飲食店、宿泊業）

最も売上高の高い分野が飲食店、宿泊業である事業所に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：売上高
売上調査単位：事業所

< 内容例示 >

- 売上高
 - 総額のみ
 - 主な産業を日本標準産業分類細分類で格付けした上で、売上高（総額）のみ調査

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・ 産業連関表の部門別 CT 推計資料
- ・ 平成 4 年実施の商業統計調査

（ 73 医療業 ）

病院、一般診療所、歯科診療所に対し以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：医療収入
売上調査単位：事業所

< 内容例示 >

- 医療収入
 - ・ 保険診療収入
 - ・ 保険外診療収入

（ 設定に当たっての留意事項、考え方 ）

- ・ 産業連関表の部門別 CT 推計資料（保険診療収入は予算により把握されている）
- ・ 営利目的が制限されており、副業はあまりない（産業連関表や SNA では、産業扱い）

（ 76 学校教育 ）

学校に対し以下を把握

当該分野の適切な用語・概念：消費収入額
売上調査単位：学校

< 内容例示 >

- 消費収入額
総額のみ
学校種類を格付けした上で、消費収入額のみ調査

（ 設定に当たっての留意事項、考え方 ）

- ・ 学校会計基準

（ 74 保健衛生、75 社会保険・福祉・介護事業（社会保険事業団体を除く）、91 政治・経済・文化団体、92 宗教団体 ）

保健衛生、社会保険・福祉・介護事業（社会保険事業団体を除く）、政治・経済・文化団体、宗教団体の事業所に対し、収入金額を調査

当該分野の適切な用語・概念：収入金額（又は必要経費総額で代替）

売上調査単位：事業所

< 内容例示 >

- 収入金額（又は必要経費総額で代替）
総額のみ
主な産業を格付けした上で、収入金額のみ調査（必要経費総額で代替）

（ 設定に当たっての留意事項、考え方 ）

- ・ 産業連関表の部門別 CT 推計資料
- ・ 産業連関表においては、非営利活動等は、経費の積み上げにより国内生産額を推計している。
- ・ 副業があまり考えられない
- ・ 介護部門の内訳（介護（居宅）および介護（施設）、保険適用・非適用）について検討する。

（ 77 その他の教育，学習支援業 ）

最も売上高の高い分野がその他の教育，学習支援業である事業所に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：収入金額
売上調査単位：事業所

< 内容例示 >

- 収入金額
総額のみ
主な産業を格付けした上で、収入金額の総額のみ調査

（ 設定に当たっての留意事項、考え方 ）

- ・ 産業連関表の部門別 CT 推計の参考資料

〔 7 8 郵便局 〕

郵政民営化を踏まえ、民営化後の決算取りまとめの在り方等の実態を把握し調査実施部局により検討することとする。

〔 7 9 協同組合 〕

〔 他に分類されないもの 〕

各種事業を複合的に行う農林水産業協同組合、事業協同組合の事業所及び企業に対し、以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：

収入金額（売上高、営業収益）

売上高調査単位：事業所

< 内訳例示 >

● 収入金額

< 販売・購買部門 >

- ・ 品目別商品売上高（商業統計 3 桁 OR 5 桁）

< 信用部門 >

- ・ 信用事業収益
貸出金利息
上記以外の収益
- ・ 信用事業費用
貯金利息

< 共済部門 >

- ・ 共済事業収益
- ・ 共済事業費用

< その他部門 >

- ・ 「販売事業」、「購買事業」、「信用事業」、「共済事業」以外の部門の収益を合計したもの

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・ 他の部門の設定状況を参考に設定
- ・ 既存統計調査を参考に設定
- ・ 信用部門、共済部門については、企業単位で把握する。
- ・ 事業所単位をどのように設定するかについては、別途検討を行う。

〔 Q サービス業（他に分類されないもの）（91 政治・経済・文化団体、92 宗教団体を除く） 〕

最も売上高の高い分野がサービス業（他に分類されないもの）のうち別掲以外である事業所に対して、産業分類の大分類程度の売上高の内訳の把握と同時に以下の内訳を把握

当該分野の適切な用語・概念：収入金額

（売上高、営業収益）

売上調査単位：事業所

< 内容例示 >

● 収入金額

- ・ 日本標準産業分類細分類 4 桁に基づく内訳を把握（Q サービス業内、分類数約 150）

（設定に当たっての留意事項、考え方）

- ・ 的確な産業分類格付けを行う
- ・ 産業連関表の部門別 CT 推計の参考資料
- ・ 一部の業種（旅行業、物品賃貸業等）の扱いについて、事業所で経理事項が把握可能か検証も行った上で分けるかどうかを検討する。

企業とは、法人企業及び個人経営の場合の経営する事業所全体

例外の取扱いについて検討すべきものの例

- 業務請負による構内事業所
- 自家用の倉庫、油槽所
- 農協（複合サービスに該当するもの）

特に統一的な取扱いを定めておく必要があるものの例

- 管理事務のみの本社事業所
- 純粋持株会社
- 自家用の倉庫、油槽所
- パチンコ景品交換所
- 携帯電話販売店

平成 23 年調査と各種統計調査との関係について

調 査 名	関 係 の 整 理
法人企業統計調査	法人企業統計調査で把握する事項を平成 23 年調査で代替することについて、法人企業統計調査（年次調査）は、下期調査を 7 月に実施し、9 月には結果を公表する形で行われているが、平成 23 年調査の集計を法人企業統計調査（年次調査）の公表に合わせて行うことは困難であると考え。 また、平成 23 年調査で把握する事項を法人企業統計調査で代替することについて、平成 23 年調査は、一部の産業において企業を単位として売上高の内訳を調査することとしているが、法人企業統計調査では、売上高の内訳について詳細に調査していないなど、法人企業統計調査の調査票では、完全に平成 23 年調査を代替することは出来ず、一部の調査項目を代替しうるとしても平成 23 年調査の調査票の配布は別途必要になるものと考え。さらに、法人企業統計調査（年次調査）の悉皆部分は、本社等一括調査の対象企業が多いと考えられることから、法人企業統計調査（年次調査）の調査票をもって平成 23 年調査の本社で把握すべき事項を全て把握することは難しいと考え。 従って、現時点では、平成 23 年調査と法人企業統計調査において、調査上の重複是正措置は行わないこととする。 しかしながら、平成 23 年調査は、法人企業の経理項目について産業横断的に集計を行う方向であり、平成 23 年調査の調査結果と法人企業統計調査の集計結果との整合性を図る必要が生じると考えられる。これについては、 - 3 - (2) の検討にあわせて、今後、検討を行うものとする。
学校基本調査	学校基本調査と平成 23 年調査との関係について、学校基本調査は国立大学法人等について学校単位で学校の経費、学校独自の収入を調査している。 また、平成 23 年調査で把握する方向とされている経理項目の把握は、学校単位とされており経理項目の把握単位が学校基本調査と一致している。更に、国立大学法人の損益勘定については、一般に公開されている。 従って、平成 23 年調査における国立大学法人については、現行の学校基本調査で把握されている学校の経費及び学校独自の収入、更に、公開された損益計算書を利用し、平成 23 年調査においては、経理事項を把握しない方向とする。 また、従業者数等の取扱いについて、平成 23 年調査では、事業所単位で把握することとされているが、学校基本調査では、学校単位となっており、大学等においては、これらの把握単位が一致していない。 従って、現時点では、平成 23 年調査と学校基本調査において、従業者数に関して調査上の重複是正措置は行わないこととする。 しかしながら、私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校などについては、学校と事業所概念が概ね一致していると考えられること、文部科学省から調査事項の追加等の要請があれば検討するとの回答を得ていることから、平成 23 年調査で必要な従業者数等の情報を学校基本調査において把握することの可否について、平成 23 年調査の調査実施計画策定までに調査実施部局において検討を進めることとする。
地方教育費調査	現時点では各教育委員会における手法に相当の差異があること、また文部科学省においては、47 都道府県のサマリ結果しか個別データとして保有していないことから、平成 23 年調査と地方教育費調査において調査上の重複是正措置は行わないこととする。
本邦鉱業のすう勢調査	本邦鉱業のすう勢調査は、平成 23 年調査と重複是正措置を行うこととする。 平成 23 年調査の実施以降は、経済センサスの周期に合わせて同時期に経済センサスとして調査を行うこととし、本邦鉱業のすう勢調査を廃止する。
経済産業省企業活動基本調査	経済産業省企業活動基本調査で把握する事項を平成 23 年調査で代替することについて、経済産業省企業活動基本調査の調査事項は、事業内容（企業の売上高とその内訳等）のみならず、「親会社、子会社・関連会社の状況」、「資産、負債及び資本並びに投資」、「取引状況」、「研究開発・技術の所有及び取引状況」等多岐に渡っており、平成 23 年調査においてこれを把握することは困難と考える。 また、経済センサスは、事業所を対象として調査を行う側面を有しており、経済産業省企業活動基本調査をもって平成 23 年調査の調査事項を把握することは困難と考える。 従って、現時点では、平成 23 年調査と経済産業省企業活動基本調査において、調査上の重複是正措置は行わないこととする。 しかしながら、平成 23 年調査は、法人企業の経理項目について集計を行う方向であり、平成 23 年調査の調査結果と経済産業省企業活動基本調査の集計結果との整合性を図る必要が生じると考えられる。これについては、 - 3 - (2) の検討にあわせて、今後、検討を行うものとする。

調 査 名	関 係 の 整 理
特定サービス産業実態調査	特定サービス産業実態調査は、平成 23 年調査と調査事項が一部重複しており、実施年が重なることから、平成 23 年調査と重複是正措置を行うこととし、それにあたり平成 22 年及び 23 年の特定サービス産業実態調査は行わず、平成 23 年調査で把握することとする。 なお、特定サービス産業実態調査は、平成 18 年以降の調査を大幅に見直す可能性があり、見直しの内容によっては、この考え方を修正することとする。
医療施設調査	従事者の調査事項について、医療施設調査の従事者数は、医療施設の診療機能についてより的確に把握する必要があることから職種別に常勤換算した把握となっていることに対し、経済センサスの従業者数は、基本的に事業所の規模をみることから一時点での従業者数を実人員で把握することを主眼としており、双方の目的が異なっている。 また、実施時期について、医療施設調査は、現在 10 月実施であるが、対人口比の分析等を行うことを考えると、今後も引き続き 10 月で実施を行う必要がある。 以上のことを勘案すると、平成 23 年調査と医療施設調査において調査上の重複是正措置は行わないこととする。 なお、事業所と医療施設の調査単位に大きな相違は認められないことから、個人経営の病院・診療所等の事業所の適切な把握のために、医療施設調査で把握されている名称、所在地等の情報を利用することについて平成 21 年経済センサスの調査実施計画策定までに引き続き検討する。 また、経理項目を調査する平成 23 年調査において、調査拒否が考えられることから、その場合の平成 23 年調査の補完情報として医療施設調査等の調査結果を利用することについても平成 23 年調査の調査実施計画策定までに引き続き検討する。
建設工事統計調査 (施工統計調査)	- 2 - (2) - イ (別紙 1) においては、平成 23 年調査の建設業の完成工事高とその内訳の把握に関し、事業所単位と整理するが、事業所単位で完成工事高が把握可能かについて検証を行うこととされている。 この件については、現段階において、建設業における事業所単位での完成工事高の把握について、建設会社、建設業界団体等より、支店ベースであれば概ね把握することは可能との感触を得ており、事業所単位で行う方向の平成 23 年調査と企業単位で調査が行われている建設工事統計調査 (施工統計調査) は、完成工事高及びその内訳の把握単位が異なりうることから、現時点において、平成 23 年調査と建設工事統計調査 (施工統計調査) における調査上の重複是正措置は行わないこととする。 しかしながら、建設工事統計調査 (施工統計調査) によって得られた企業を単位とした完成工事高及び付加価値の結果については、平成 23 年調査における法人企業の調査項目のチェック等に使えることから、建設工事統計調査 (施工統計調査) のデータを平成 23 年調査に利用することについて引き続き検討をすることとする。 また、建設工事統計調査 (施工統計調査) における母集団情報については、建設アクティビティの把握に資するとともに名簿の整備のための産業分類格付に資する可能性があること、また、個人経営の建設業を営む事業所の捕捉に資する可能性があることから、建設工事統計調査 (施工統計調査) の母集団情報を、可能な範囲での経済センサスへの提供及びその利用の有効性について調査実施部局において検討を進めることとする。

業務記録等の利活用による報告者負担軽減の検討について

- 1．平成 23 年調査において業務記録等の利活用による報告者負担軽減を行うにあたり、以下の方法により業務記録等の利用を行うものとする。

平成 23 年調査の準備調査名簿を作成する前に業務記録等を入手する企業・事業所の名称・所在地（前年度提出の企業・事業所の名称・所在地情報）を入手し、当該情報と平成 23 年調査の準備調査名簿との突合を行い、平成 23 年調査の調査票から経理項目等業務記録により把握可能な事項を除外する。

平成 23 年調査で得られた情報（調査票で把握する情報）と業務記録により得られた情報を突合して個別データを作成し、突合後のデータを集計し公表する。

- 2．現時点で、経済センサス（仮称）に利用するに当たり所要の条件を満たしており、提供可能との回答を得ている業務記録等は以下のとおりであり、これについては、当該情報を利用する方向で、平成 23 年調査の実施に向けて調査実施部局において検討することとする。

- 国立大学法人損益計算書
- 船舶運航事業者（内航旅客船）

- 3．現時点で、経済センサス（仮称）に利用するにあたり所要の条件を満たしているものの、提供可能との回答を得ていない業務報告等は以下のとおりであり、これについては、経済センサスに関する企画調整のための検討の場において引き続き利用可能性について検討することとする。

- 銀行
- 信託会社
- 信用金庫
- 信用組合
- 証券会社
- 投資委託業者
- 生命保険業
- 損害保険業
- 私学事業団資料
- 人材派遣業

現時点で、磁気化が図られていないが、対象範囲、掲載情報等の条件を満たしており経済センサス（仮称）に提供可能との回答を得ている業務記録等は以下のとおりであり、これについては、当該情報の今後の磁気化等の状況を踏まえ、利用を図ることとする。

- 鉄道事業者
- 軌道事業者
- 旅客自動車運送事業者
- 貨物自動車運送事業者
- 外航運航事業者

統計調査等業務の業務・システム最適化計画

2006年（平成18年）3月31日
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

電子政府構築計画（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、下記のとおり、統計調査等業務の業務・システム最適化計画を定める。

記

（中略）

3．統計調査の母集団情報の管理及び標本抽出

(1) 「統計行政の新たな展開方向」に基づき2009年（平成21年）を目途に実施する方向で検討が進められている経済センサス（仮称）の検討状況及び実施状況を踏まえ、事業所・企業データベースにおいて整備する母集団情報の基礎となる統計調査を見直すとともに、当該統計調査の実施年から次の実施年までの間においては、法人の設立、解散、商号の変更等に係る商業登記情報、各種統計調査を通じて判明した事業所・企業の開設・改廃の情報、市町村統廃合等に伴う所在情報（住所、郵便番号、市外局番）の変更情報等を用いて、母集団情報の更新を毎月行うものとする。

(2) 各府省は、統計調査の標本抽出処理に関し、現行の業務処理方法を見直し、事業所・企業データベースで処理することが適さない又は効率的でない標本抽出処理を要する統計調査を除き、原則として事業所・企業データベースを用いた処理を行うものとする。

また、各府省は、調査を実施する前に、事業所・企業データベースによる重複是正チェックを行い、是正対象となった調査対象者について調査対象の振替を行う等の必要な措置を講ずるとともに、調査の実施前又は実施後速やかに、被調査履歴を事業所・企業データベースに登録し、重複是正の仕組みを有効に機能させるものとする。

(3) 事業所・企業データベースで整備する母集団情報について、内閣府統計制度改革検討委員会における検討結果も踏まえ、2007年（平成19年）以降、利用範囲、秘密の保護等に関し、法制上の措置も視野に必要な措置を講ずるものとする。

経済センサス（仮称）の創設に関する検討会設置要領

平成 16 年 1 月 9 日

経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定

平成 16 年 7 月 22 日一部改正

平成 17 年 8 月 15 日一部改正

平成 17 年 9 月 27 日一部改正

「統計行政の新たな展開方向」（平成 15 年 6 月 27 日 各府省統計主管部局長等会議申合せ）において、経済センサス（仮称）の創設に向けては、「関係府省を始めとして広く関係者を含めた、具体化のための検討の場を設け」るものとされている。

この趣旨を踏まえ、総務省統計局統計基準部において、検討の場の具体的な在り方について検討してきたところであるが、この検討を受けて「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

記

- 1 検討会は、平成 16 年秋頃までに枠組み作りに向けた検討事項の整理を行い、平成 17 年度中に枠組み及びこれに関連する大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化についての結論を得る。
- 2 検討会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、検討会において、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 3 検討会は、必要に応じ、プロジェクトチームを設けることができる。
プロジェクトチームは、検討会を構成する関係府省等の中から特定のテーマに関係する者をもって構成する。
- 4 検討会及びプロジェクトチームに座長 1 人を置く。座長は、構成員の互選により定める。
- 5 検討会及びプロジェクトチームの招集は、総務省政策統括官付統計審査官が行う。
- 6 検討会は、必要と認めるときは、構成員以外の学識経験者等から意見を聴くことができる。
- 7 検討会及びプロジェクトチームの庶務は、総務省政策統括官付統計審査官が行う。

(別紙)

経済センサス(仮称)の創設に関する検討会構成員

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長
総務省統計局統計調査部経済統計課長
総務省政策統括官付統計審査官
財務省財務総合政策研究所調査統計部調査統計課長
文部科学省生涯学習政策局調査企画課長
厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長
農林水産省大臣官房統計部統計企画課長
経済産業省経済産業政策局調査統計部統計企画室長
国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課企画調整室長
環境省大臣官房総務課環境情報室長
日本銀行調査統計局統計企画担当総括企画役
東京都総務局統計部経済統計課長
大阪府企画調整部統計課長

座長 清水雅彦 慶應義塾大学経済学部教授
舟岡史雄 信州大学経済学部教授
椎橋建夫 株式会社日立製作所グループ戦略本部経営企画室部長

経済センサス（仮称）の創設に関する検討会開催状況

会 議	開 催 日	主 な 議 題
第 1 回	平成 16 年 1 月 9 日	・ 経済センサス（仮称）の創設に関する検討会の設置 ・ 経済センサス（仮称）の検討会における検討事項及びスケジュールについて ・ 経済センサス（仮称）の目的、必要性について
第 2 回	平成 16 年 3 月 8 日	・ 経済センサス（仮称）の目的、必要性について ・ 経済センサス（仮称）の調査事項について
第 3 回	平成 16 年 4 月 26 日	・ 経済センサス（仮称）の調査事項について
第 4 回	平成 16 年 6 月 4 日	・ アメリカの経済センサスについて
第 5 回	平成 16 年 7 月 22 日	・ 今後の検討の進め方について（枠組み作りに向けて）
第 6 回	平成 16 年 10 月 7 日	・ 今後の検討の進め方について（枠組み作りに向けて）
第 7 回	平成 16 年 11 月 25 日	・ 今後の検討のあり方について（調査イメージの論点整理、従業者数、経理事項等の検討）
第 8 回	平成 16 年 12 月 16 日	・ 経済センサス（仮称）における調査事項等について
第 9 回	平成 17 年 1 月 24 日	・ 経済センサス（仮称）における調査事項等について ・ 平成 16 年 3 調査同時実施の状況について ・ 経済センサス（仮称）と関連する既存大規模統計調査との関係について
第 10 回	平成 17 年 2 月 28 日	・ 経済センサス（仮称）における調査事項等について ・ 経済センサス（仮称）と関連する既存大規模統計調査との関係について
第 11 回	平成 17 年 3 月 25 日	・ 平成 16 年度末までに結論を得ることとされている事項について
第 12 回	平成 17 年 4 月 25 日	・ 今後の検討事項について（17 年度中の検討事項について）
第 13 回	平成 17 年 6 月 30 日	・ 行政記録の利用に向けた検討について
第 14 回	平成 17 年 7 月 28 日	・ 当面の検討事項について ・ 平成 21 年調査に向けたスケジュールについて ・ 経済センサス（仮称）の創設に関する意見照会の結果について
第 15 回	平成 17 年 8 月 25 日	・ 経済センサス（仮称）の創設に関する意見への対応について ・ 既存統計調査と経済センサス（仮称）との関係の整理に向けて
第 16 回	平成 17 年 9 月 27 日	・ 経済センサス（仮称）の創設に関する意見への対応について ・ 業務記録等の利活用による報告者負担軽減方策についての照会結果
第 17 回	平成 17 年 11 月 11 日	・ 母集団情報の整備と経済センサス（仮称）との関係について ・ 業務記録等の利活用による報告者負担軽減方策について ・ 平成 23 年調査の経理対象期間について
第 18 回	平成 17 年 12 月 22 日	・ 業務記録等の利活用による報告者負担軽減方策について ・ 平成 23 年調査の経理対象期間について ・ 経済センサスの実施時期等について
第 19 回	平成 18 年 1 月 30 日	・ 平成 23 年調査の経理対象期間について ・ 経済センサス（仮称）の実施時期等について ・ 平成 18 年事業所・企業統計調査の試験調査の結果について
第 20 回	平成 18 年 3 月 1 日	・ 平成 17 年度末のとりまとめに向けての整理
第 21 回	平成 18 年 3 月 31 日	・ 経済センサスの枠組みについて